

外国人留学生の就職支援¹

～新たな国際化に向けて～

神戸大学 石原享一研究会

今井静 伊原聡子 久米由紀子

田窪誉志春 花折有華 堀江正路

2006年12月

¹本稿は、2006年12月16日、17日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2006」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、石原教授（神戸大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

目次

はじめに

第 1 章 日本における留学生受け入れ制度の概観

- 第 1 節 「10 万人政策」とその展開
 - (1 . 1) 留学生受け入れ 10 万人政策
 - (1 . 2) 奨学金制度
 - (1 . 3) 日本留学試験
- 第 2 節 留学生について
 - (2 . 1) 出身国
 - (2 . 2) 留学の動機
- 第 3 節 留学生に関する諸問題
 - (3 . 1) 学力低下
 - (3 . 2) 元留学生の不法滞在

第 2 章 留学生の就職をめぐる現状

- 第 1 節 留学生の進路希望
 - (1 . 1) 留学生の進路希望
 - (1 . 2) 教育機関における留学生就職支援
- 第 2 節 企業が捉える留学生像
- 第 3 節 留学生を支える N P O 法人

第 3 章 外国人留学生を労働者として受け入れる意義

- 第 1 節 少子高齢化と労働力不足
- 第 2 節 海外対応人材の不足
- 第 3 節 労働市場の国際化

第 4 章 政策提言

第 1 節 日本留学資格の設定

- (1 . 1) 海外における日本語教育の現状
- (1 . 2) 政策提言
- (1 . 3) 政策の効果

第 2 節 奨学金制度改革

- (2 . 1) 国費留学生制度に関する提言
- (2 . 2) 就職希望学生のための新たな奨学金制度

第 3 節 留学生への就職支援

- (3 . 1) インターンシップ制度に関する政策提言
- (3 . 2) N P O 法人の活動支援に関する政策提言
 - (3 . 2 . 1) N P O 法人の現状
 - (3 . 2 . 2) 政策提言
- (3 . 3) 教育機関における就職支援に関する提言

第 4 節 在留資格変更手続きの簡略化

- (4 . 1) 在留資格に関する問題点
- (4 . 2) 政策提言
- (4 . 3) 政策の効果

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

日本には現在、約12万人の外国人留学生在が大学・大学院等の高等教育機関で学んでいる。1983年から文部科学省(旧文部省)が中心となって「留学生受け入れ10万人政策」が進められ、2003年には目標の10万人を突破した。当初の政策の目的は世界レベルの留学生受け入れ増に追随することであり、諸外国と友好関係を築く外交手段や途上国の人材育成などを主なテーマとしていた。つまり、国際協調、国際貢献のための留学生受け入れ政策であった。しかし、10万人目標を達成し、約9割の留学生の出身地であるアジア地域が20年前よりもはるかに発展してきた今日、アジアは一方的な援助を与えるべき国々ではなくなり、留学生政策は目的を見失っている。また、日本では毎年多くの留学生在が大学・大学院を卒業し、彼らの中には日本での就職をのぞんでいる者も多いが、その半数以上は卒業とともに日本を去ってしまう。日本で育成した優秀な人材をそのまま流出させている現状はまことに残念であり、日本の留学生政策が日本にとっての利益を十分に生み出せていないとも言える。

折しも日本では、海外対応人材の不足や日本の労働市場が国際化から取り残されていることによる不利益を指摘する声があり、さらには少子高齢化の進行による将来の労働力不足が懸念されている。このような状況を打開するためにも留学生の活用を積極的に考えていくべきではないだろうか。

国際経験の豊富な留学生の特性を生かして迫りくる問題を解決し、日本の留学生受け入れ制度を有意義なものにするために、私たちは留学生の日本での就職を活性化させることは非常に有効であると考え、ここに政策提言を行う。

第1章 日本における 留学生受け入れ制度の概観

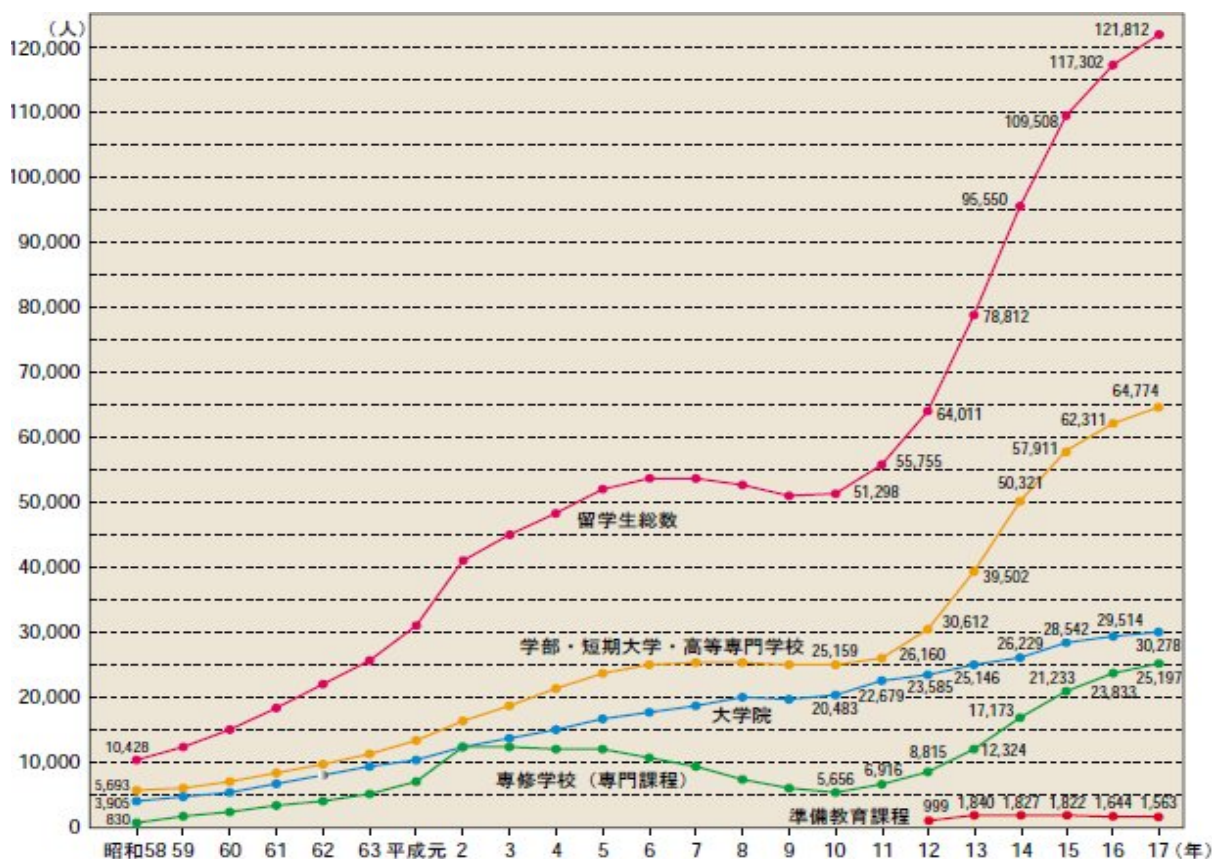
1983年、当時の文部省によって始められた留学生受け入れ10万人政策は2003年に目標を達成し現在では12万人を超す留学生が日本に存在している。しかし、今日では増加し続ける留学生の中に見られる学力低下、不法滞在の問題があり、同時に不透明な奨学金制度といった留学生受け入れ制度を見直す時期に来ている。他国の留学生政策に比べ、目標達成後の日本政府には明確なビジョンが不足していると言わざるを得ない。そこで、私たちは外国人留学生を日本の労働力として有効に活用することでこれからの日本の留学生政策に目的を与えることができないかを考え、本章ではその前提として、外国人留学制度受け入れ制度の概略について見ていく。

第1節 「10万人計画」とその展開

(1.1) 留学生受け入れ10万人計画

我が国では文部科学省が中心となって、1983年に策定された21世紀初頭における10万人の留学生受け入れを目指す「留学生受け入れ10万人計画」に基づき、渡日前から帰国後まで体系的な留学生受け入れのための諸施策の充実に努めてきた。この政策が策定された当時日本に来ていた留学生は約1万人で、アメリカ(311,882人:1980年)、イギリス(52,899人:同)²といった留学生受け入れ先進国に大きく水をあけられていたために策定された目標であった。その後留学生数は年々増加し、2003年には目標の「10万人」を超えて109,508人となり、数にのみ焦点を当てた政策はひとまず達成されたと言える。その後も留学生数は伸び続け、現在約12万人の外国人留学生が大学等の教育機関に在籍している。

図1 大学・専門学校等における留学生在籍者数(各年5月1日現在)



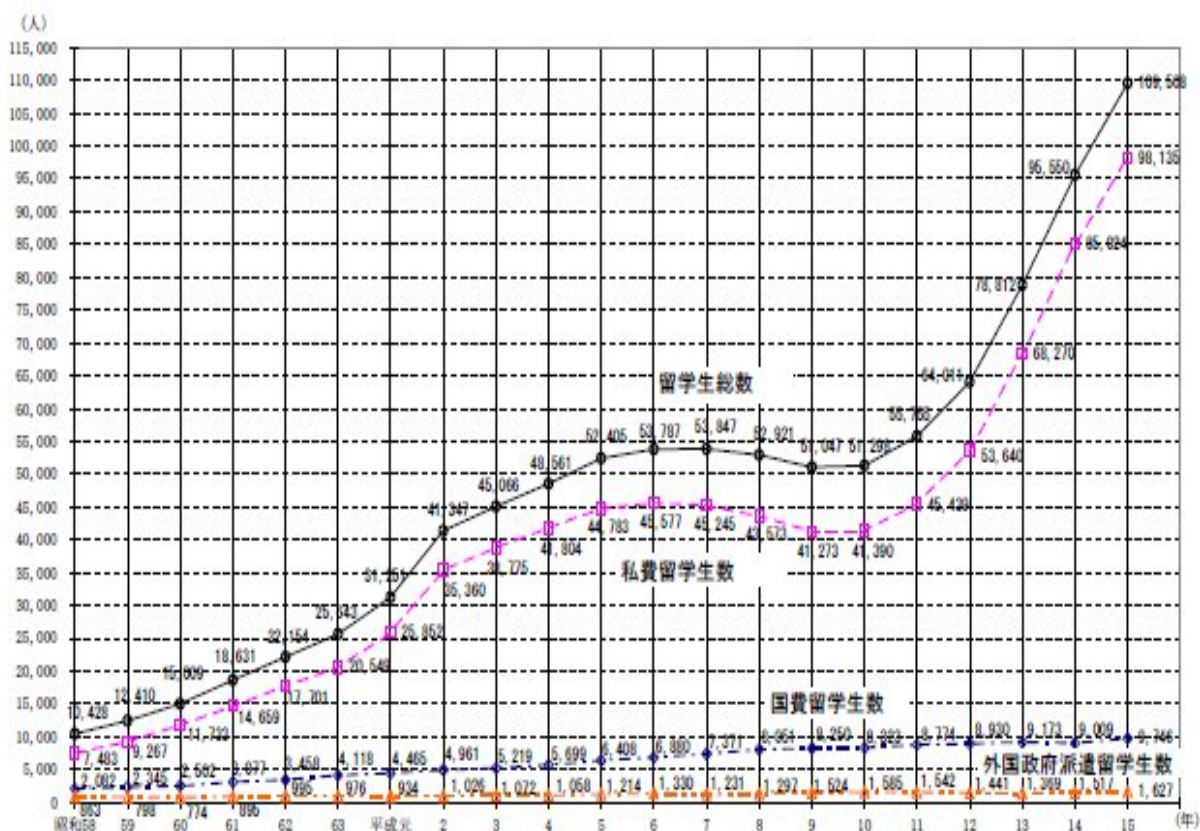
(文部科学省及び(独)日本学生支援機構調べ)

² 総務省「留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価」平成16年10月、より

(1 . 2) 奨学金制度

日本の留学生受け入れ制度は諸外国と比べても手厚いといえるが、その大きな特徴は国からの援助を受ける国費留学生の割合が極めて高いことにある。全留学生に対する国費留学生の割合は、アメリカが 0.5%、イギリスが 1.7%、フランスが 2.6%に対して日本では 8.9%となっている³。私費留学生に対しても成績優秀者に対して学習奨励という名目で奨学金が供与されており、平成 17 年度の受給者は 11,300 人⁴にのぼる。授業料減免も一部で行われており、平成 13 年度には約 13,000 人の私費留学生に対して 3 割程度の減免措置が取られた。

図 2 国費留学生・私費留学生の推移



(文部科学省の資料より総務省作成)

また、平成 16 年 4 月に設立された日本学生支援機構 (JASSO) では、私費外国人留学生に対する支援や短期留学に対する支援 (短期留学推進制度) あるいは医療費補助等の支援を行っている。

外国政府派遣留学生とは、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首

³ 総務省「留学生の受け入れ推進施策に関する政策評価」より

⁴ 文部科学省高等教育局学生支援課「我が国の留学生制度の概要 受け入れ及び派遣」より

長国連邦，クウェート，ウズベキスタン，ラオス，ベトナム，カンボジア，モンゴル，ミャンマー，中国，フィリピン，バングラデシュ及び大韓民国の各国政府派遣留学生であり、留学生の出身国政府が経費を負担している。

(1 . 3) 日本留学試験

では、外国人留学生の入学選考自体はどのように実施されているのであろうか。選考のひとつの基準となる「日本留学試験」は、日本国内とアジアを中心とした世界16都市で行われ、渡日前に入学許可を得ることを可能としている。この試験は留学生にとって利用しやすい試験を目指して開発されたもので、平成14年に開始された。文系に対しては日本語・総合科目・数学、そして理系に対しては日本語・数学・理科が試験科目として設定されており、この試験の成績優秀者は優先的に学習奨励費を受け取ることができるようになっている。この選考方法の普及状況については、まだ推進している段階であり確固たる受け入れ制度として確立しているとは言いがたい。また、利用大学等によって入学選考に必要とする特定の科目を試験科目の中から指定して受験させることができるなど、多様な利用方法があるために、選考方法は統一されていないのが実情である。

第2節 留学生について

(2 . 1) 出身国

日本留学試験がアジアの都市で広く行われているように、日本の留学生受け入れ制度はアジア地域と密接に結びついている。実際、日本における留学生の出身国を見てみると、8割以上が中国と韓国を含むアジアからのからの留学生となっている。

表 1 出身国・地域別留学生数(上位10カ国)平成17年5月1日現在

国・地域名	留学生数(人)
中国	80,592 (1,736)
韓国	15,606 (1,011)
台湾	4,134 (-)
マレーシア	2,114 (245)
ベトナム	1,745 (531)
タイ	1,734 (611)
アメリカ合衆国	1,646 (135)
インドネシア	1,488 (643)
バングラデシュ	1,331 (485)
モンゴル	924 (253)
その他	10,498 (4,241)
計	121,812 (9,891)

文部科学省高等教育局学生支援課「我が国の留学生制度の概要 受入れ及び派遣」より

「10万人計画」が開始された当時からアジア地域の出身者の割合が高かったものの、近年特に顕著なのは中国からの留学生の飛躍的な増加である。昭和59年には全体の約20%であったのが、現在約70%を占めるまでになっている。数にすると約2万人から8万人への増加であり、20年間で約4倍となっている。その原因としては、近年中国がめざましい経済発展を遂げたものの高等教育の整備が遅れていることや、日本が地理的に近く教育水準が高いことなどが挙げられる。

(2.2) 留学の動機

留学生が留学先に日本を選ぶ理由としては、やはり「日本語を学びたいから」「日本文化に興味があったから」「日本の科学技術を学びたいから」といった日本への強い興味を示したものが多く、「日本の科学技術を学びたいから」「日本の学位を取りたいから」「母国での就職に有利だから」といった理由からは、日本留学がステータスとなっている状況をうかがわせる。特に中国からの留学生においては、日中の合弁企業への就職や中国国内で日本語のできる人材が求められている状況を考慮している者もいるようである。ほかにも、「日本では奨学金が得られる」「ヨーロッパではできないが、日本ではアルバイトができる」のように、日本の留学生制度の充実を挙げる声もある。⁵

第3節 留学生に関する諸問題

(3.1) 学力低下

平成17年度において約12万人の留学生を受け入れ、これからさらに日本にやってくる留学生の数は増えていくと予想されるが、数の増加に伴っていくつかの問題も浮上している。特に近年注目されつつあるのが、留学生の質的低下と、これら留学生と関連した不法滞在・不法就労である。

学力に関しては、総務省の行ったアンケート⁶によると実際に留学生を指導している教員のうち約半数が質的低下を感じているという結果になった。実際に大学院での学位取得率を見た場合、留学生に関してはこの10年間で21.6%という減少率となっている。日本人学生の学位取得率は98.1%であり高い水準を保っていることから、学位取得率の低下は外国人留学生に特有の現象であると推察される。また、前述のアンケートで質的低下を感じる理由としては、日本語能力の低下、授業や議論についていけない者の増加、授業やゼミへの不参加、中退者の増加などが挙げられており、語学力、学力自体の低下と共に勉学に対する姿勢への欠如もまた留学生の質的低下の一因であると推察される。特に授業等への不参加は、学習意欲を喪失しての退学、単位取得の困難による退学につながる可能性も大きい。外国人留学生における退学・除籍数は平成10年から14年の5年間で約3倍になって

⁵ 私費留学生に対するアンケート、駐日中国・韓国大使館へのヒアリング結果（総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」）より引用

⁶ 総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より

おり、教育機関の管理を離れた留学生在がやがて後述する不法滞在者となる可能性も否定できない。また、問題となっているのは一部の留学生であっても、このような留学生の質の低下が続けばそれが受け入れ国としての日本にとっても悪影響を及ぼしかねず、日本にいる留学生は質が低下しているという印象が強まれば、優秀な学生は他国を選び日本にやってくるのは2番手、3番手の学生ばかりになってしまう恐れもある。

表 2 大学院留学生の学位取得率

(単位:人、%)

区分		年度	平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
修士課程	文科系	入学者数 (a)	1,819	1,992	2,213	2,690	2,687	2,959	3,289	3,714	3,600	4,317
		学位取得者数 (b)	1,493	1,769	1,861	1,807	1,766	1,924	2,210	2,254	2,406	2,852
		学位取得率 (b/a)	82.1	88.8	84.1	67.2	65.7	65.0	67.2	60.7	66.8	66.1
修士課程・博士課程	理科系	入学者数 (a)	2,531	2,878	3,004	3,470	3,276	3,369	3,445	3,874	3,721	3,827
		学位取得者数 (b)	2,443	2,678	2,810	2,513	2,354	2,418	2,459	2,746	2,686	2,760
		学位取得率 (b/a)	96.5	93.1	93.5	72.4	71.9	71.8	71.4	70.9	72.2	72.1
修士課程・博士課程合計	文科系・理科系合計	入学者数 (a)	4,350	4,870	5,217	6,160	5,963	6,328	6,734	7,588	7,321	8,144
		学位取得者数 (b)	3,936	4,447	4,671	4,320	4,120	4,342	4,669	5,000	5,092	5,612
		学位取得率 (b/a)	90.5	91.3	89.5	70.1	69.1	68.6	69.3	65.9	69.6	68.9

総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より作成

表 3 日本人学生と留学生の大学院における学位取得率 (平成13年度)

		日本人学生	留学生
修士課程+博士課程	入学者数	78,886	7,321
	学位取得者数	77,383	5,092
	学位取得率	<u>98.1</u>	<u>69.6</u>

総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より作成

(3.2) 元留学生の不法滞在

法務省によると、現在日本には 220,000 人の不法滞在者が存在し、そのうち不法残留者が 193,000 人を占めると推定されている。密航、ブローカー等の存在がしばしばメディア等で取り上げられるが、不法滞在者に対して不法残留者の占める割合は圧倒的に高い。つまり、最初から違法的に入国してくる者よりも何らかの形で合法的に入国し、合法的な滞在期間を過ぎてても出国せずそのまま国内に留まり続ける者が圧倒的多数であるという事実である。外国人留學生は「留学」または「就学」といった在留資格を付与されて日本に滞在するが、与えられる在留期間は原則 2 年又は 1 年である。しかし近年、こうした在留資格によって入国するも、その滞在期間が過ぎてても帰国せず日本国内に留まり続け不法滞在者となる留學生の増加が増加している。法務省の調査によると、日本における留學生の不法残留者数は平成 16 年度において 6,672 人である。これは調査が始まった平成 7 年度の 7,587 人と比べるとやや減少しているものの、留學生 117,302 人に対して 5.7%もの割合を

占めている。

教育機関の中には、学費を集めるために留学生の学力等を考慮しないまま大量の留学生を受け入れてきた機関もあり、そのような機関を通じて「留学」のための在留資格が不法入国の隠れみとなっている現実がある。また、たとえ留学生が学業を目的として入国していても、相応の力がないために授業についていけずドロップアウトし、不法滞在者となっていくケースもある。いずれにせよ、10万人という目標を達成した現在、留学生に対しても何らかの基準を設け無差別的な受け入れを見直す必要があるといえよう。

第2章 留学生の就職をめぐる現状

日本に来る留学生数の増加に伴い、日本での就職を希望する留学生も増え続けている。当初の留学目的は様々なものの、在学中に日本での就職を希望する者が増えるようである。日本側から見ても、実際に留学生を採用する企業の口からも聞けるように、留学生を日本企業に採用するメリットは大きい。しかし現在は、大学等教育機関における就職支援の薄さや就職活動についての情報不足などが障壁となって留学生の就職を困難にしている。留学生の進路について、留学生側と企業側双方の視点から考察する。

第1節 留学生の進路希望

(1.1) 留学生の進路希望

第1章で見たように、留学生が日本に来る動機の主なものは日本への興味や出身国でのステータスを得るため、といった理由であった。日本に来る時点で日本での留学までを思い描いている留学生は少ない。しかし、JASSOが留学生に卒業後の進路について訊ねたアンケートでは、「出身国での就職」を抑えて最多の約半数の留学生が日本での就職を望んでいることが明らかとなった。2～4年の留学生生活は留学生の心境の変化をもたらし、日本の生活習慣に適應させることから、留学することでより日本における就職の意欲が増すと考えられる。また、実際に日本で就職をする留学生が増加していることから日本で就職を望む留学生の割合は年々高まってきているといえるが、それでもまだ就職を希望する留学生のうち半数しか日本での就職を達成できていない⁷。留学生にとって外国での就職活動は困難を伴うものであり、就職経験者から話を聞くような機会も少ないと考えられ、日本人学生に比べると情報不足であるのは容易に想像できる。現在の日本では留学生が円滑に就職活動を進めるための条件が整っていないのではないだろうか。

表4 卒業後の進路希望（複数回答）

区分	日本において 進学希望	日本において 就職希望	出身国において 進学希望	出身国において 就職希望	日本・出身国以 外の国において 進学希望	日本・出身国以 外の国において 就職希望	まだ決めてい ない	不明
人数(人)	2,242	2,338	206	1,615	660	416	237	73
率(%)	54.0	56.3	5.0	38.9	15.9	10.0	5.7	1.8

JASSO「平成17年度私費留学生生活調査」より

表5 留学生等からの就職目的の申請数等の推移（単位 人）

	平成7年 1995	平成8年 1996	平成9年 1997	平成10年 1998	平成11年 1999	平成12年 2000	平成13年 2001	平成14年 2002	平成15年 2003	平成16年 2004
申請件数 Application	2,551	3,135	2,775	2,663	3,071	3,039	4,132	3,600	4,254	5,820
許可件数 Granted	2,390	2,927	2,624	2,391	2,989	2,689	3,581	3,209	3,778	5,264
不許可件数 Not Granted	161	208	151	272	82	350	551	391	476	556
許可率 Ratio	93.7%	93.4%	94.6%	89.8%	97.3%	88.5%	86.7%	89.1%	88.8%	90.4%

入管協会発行『国際人流』第220号より

⁷ JASSO「平成17年度私費留学生生活調査」より

日本での就職を果たした留学生の職務内容を見ると、翻訳・通訳が最も多く、次いで販売・営業、技術開発、海外業務となっている。

JASSOが日本への留学生を対象として在籍段階別に行った日本就職希望職務についての調査においても、大学院博士課程では「学校などの教育」が最も多く、ほかには「技術開発」、「調査研究」といった専門知識の必要な職務を上位にあげており、また他の在籍段階のグループでも、「海外業務」、「貿易業務」、「通訳・翻訳」といった知識を活かせる職務が上位にあがっている。日本での就職を望む留学生は、やはり海外にまで赴いて培った自分の専門知識や語学力といった自らの特長を生かすためにも就職を希望するといえるのではないだろうか。

(1.2) 教育機関における留学生就職支援

では、留学生の就職活動を教育機関はどのようにして支えているのだろうか。留学生への就職支援の現状は、教育機関によって、かなりのばらつきが見受けられる。例えば、「就職情報の所属科における紹介」は、高等専門学校においては100%実施されているが、国立大学では66.7%、私立大学に至っては22.2%しか実施されていない⁸。これに限らず、基本的にすべての教育機関に共通した留学生等への就職支援方針は確立されていないと言えよう。就職活動に有用なネットワークも持たず、教育機関からも十分な支援が得られない留学生は十分な就職活動が行えずにいると考えられる。

留学生を対象に行われた調査によると、大学に対しては「大学による日本の企業への就職紹介」、企業に対しては「在学中の日本の企業での体験」が特に高い割合で求められていることが分かる。留学生にとって、より多くの情報を得ることはもちろん、日本の企業がどのようなものであるかを知るための機会がより必要であるといえよう。

表 6 職務内容別許可人員 (単位:人)
(平成16年 主要なもの)

職務内容 Occupations	許可人員 Number of applications granted	構成比 Ratio
翻訳・通訳 Translation/ Interpretation	1,610	30.6%
販売・営業 Sales	661	12.6%
技術開発 Technological Development	580	11.0%
海外業務 International Services	383	7.3%
経営・管理業務 Business Management	329	6.3%
教育 Education	268	5.1%
調査研究 Research	259	4.9%
情報処理 Information Processing	213	4.0%
設計 Design	180	3.4%
貿易業務 Trading	174	3.3%
国際金融 International Finance	53	1.0%
会計事務 Accounting	39	0.7%
広報・宣伝 Public Relations	37	0.7%
医療 Medical Services	22	0.4%
その他 Other	456	8.7%
合計 Grand Total	5,264	100.0%

入管協会発行『国際人流』第220号より

⁸ 総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より

表 7 留学生が求める支援

回答内容	回答数	回答率
大学による日本の企業への就職紹介	289	44.8
在学中の日本の企業での体験	202	31.3
留学終了後に就職先を探することができるだけの在留資格の付与	175	27.1
大学による日本の企業の情報提供	109	16.9
母国に在る日本企業の求人情報の提供	89	13.8
留学生の就職についてアドバイスする大学以外の機関の充実	83	12.9
帰国留学生の就職状況の提供	46	7.1
その他	1	0.2
無回答	20	3.1
回答者総数	645	100.0

総務省「留学生の受入れ推進施策に関する政策評価」より

第 2 節 企業が捉える留学生像

日本で就職を希望している留学生が国内での就職を達成できない理由には、企業側の事情も関係していると考えられる。留学生側が企業についての情報を得られていないということは、企業側も留学生をよく知らないのではないか。いったい企業は留学生をどのように見ているのだろうか。

(株)毎日コミュニケーションズが行ったアンケート⁹では、2007年度の採用活動において外国人留学生を採用すると答えた企業は、昨年度よりも多いものの全体の13.4%にとどまっている。留学生を積極的にしないと答えた66.8%の企業があげた不採用の理由としては、「日本語での会話力」がもっとも多く、次いで「前例がない」「生活習慣の違い」となっている。採用しない理由としては「日本語での会話力」がもっとも多く、次いで「前例がない」「生活習慣の違い」となっている。前節でも述べたように、留学生と日本国内の企業が接触する機会自体が少ないことから、これらの理由が実際に留学生に会った上で形成されたものなのかは不明である。しかし、留学生たちが外国人である以上、日本人学生よりも日本語能力が低く、生活習慣の違いがあることは企業側としても容易に考えられることであろう。そこで、注目すべきは「前例がない」という項目である。約4分の1の企業が理由としてあげているが、前例があるかないかは留学生の資質とは直接関係のないものである。現状において留学生は就職に必要な情報が得られていないために企業に対してアピー

⁹ 「2007年卒者採用予定及び採用活動に関する企業アンケート」調査期間は2006年2月13日から3月20日。回答企業は974社（うち上場企業は246社）

ルできず、企業もこれまで留学生を採用対象として見てこなかったことで、たとえ採用しようとしてもノウハウがなく前例もないために躊躇してしまい、ますます採用を控えるという悪循環に陥っているとは考えられないだろうか。つまり、現状では企業も留学生の姿を正しく認識できていないために、それが採用の障害になっているということなのだ。

表 8 日本に留学している外国人留学生の採用を積極的に採用されない要因は（複数回答）

	全体	上場	未上場	製造業	非製造業
日本語での会話力	28.8%	29.1%	28.7%	25.8%	30.2%
ビザなどの手続き	10.7%	8.1%	11.4%	11.5%	10.2%
生活習慣の違い(文化・慣習)	22.7%	18.9%	23.9%	25.4%	21.4%
定着率	15.3%	18.2%	14.4%	20.1%	12.9%
会社への帰属意識	15.4%	14.9%	15.6%	19.6%	13.3%
会社への適応能力	18.8%	15.5%	19.8%	21.1%	17.6%
基礎学力	2.1%	1.4%	2.3%	1.9%	2.1%
前例がない	25.8%	20.3%	27.4%	22.0%	27.6%
募集方法	1.4%	0.0%	1.9%	1.0%	1.7%
特に無し	32.0%	30.4%	32.4%	27.8%	34.1%
その他	10.2%	15.5%	8.5%	13.4%	8.6%

（株）毎日コミュニケーションズ

「2007 年卒者採用予定及び採用活動に関する企業アンケート」より

外国人留学生の採用実績のある企業に対して総務省が行ったアンケートでは、現在採用している企業の 82.5%が「今後も採用する」と答えている。多くの企業が上に挙げたような留学生の短所を予想している一方で、採用企業が今後も継続を予定していることは、採用によって留学生に対するイメージが変化したと言えるだろう。留学生の採用を増やしていくには、留学生と企業双方の積極的な働きかけとともに、まずは採用の実績を作ることが必要である。また、同アンケートでは、留学生採用の効果として「留学生の出身国とのつながり」や「留学生の出身国との関係改善」など、留学生ならではの効果を得られたとしており、現状において留学生採用はごくわずかの企業内ではあるが、成功している。

第3節 留学生を支えるNPO法人

今日、外国人流学生数は増加の一途を辿っているが、留学生生活は同時に慣れない外国暮らしでもあり、多くの留学生が生活に不安を持っている。例えば、奨学金だけで生活費をまかなっている留学生はごく一部であり多くはアルバイトをせざるを得ない状況にあるが、外国人であるがゆえにアルバイト探しが難しい。また、借りる部屋が見つからない、もし部屋が見つかって借りるには日本人の保証人を立てなくてはならないという問題が存在

する。昨今の事件や報道から、外国人留学生は犯罪者予備軍であるといった極端なイメージを持たれることもあり、人権侵害の問題も多い。さらに、留学生の 90%は中国、韓国などからのアジア出身者で、出身国のコミュニティができてしまい日本に来て日本人との交流が少ない、といった悩みを抱えている。

このような留学生の生活をさまざまな N P O 団体が支えているが、本節ではそのような N P O の中でも代表的な 2 団体について取り上げる。

東京エイリアンアイズ¹⁰

東京エイリアンアイズ（以下、T A E は生活に悩みを持つ留学生たちを支援し、日本の内側からの国際化を進めながら、なおかつ事業として経済的自立ができるような組織を目指している。活動は、調査事業、支援事業、交流事業の 3 つに大別される。調査事業では、留学生の意識調査や、これまで情報が少なかった日本語学校の学生満足度調査を日本財団の助成を受けて実施、ネット上で発表するなどして、留学生の実態調査とその声の社会への反映を目指している。

そして、その調査から明らかになった問題を解決するのが支援事業である。主にはアルバイト・就職支援、保証人ボランティアの紹介、留学生向けアパート紹介、留学生活トラブル相談などがある。ユニークなのはその形態で、アルバイト斡旋においては地域通貨を使用したアルバイト紹介を行っている。エイリアンアイズの活動を理解してくれている協賛店に T A E 発行の一定の地域通貨（「T A E ポイント」）を渡し、留学生アルバイトを受け入れてもらう。労働賃金の支払いはまずはその通貨から支払い、その後お互いが希望すれば、留学生在留資格の枠（週 2 8 時間）内の長期のアルバイト契約へとつながる仕組みを取り入れている。さらに、部屋を借りる際の保証人引き受けの事業を留学生の地域交流を一連の流れに組み込んだ。具体的には留学生が家を借りる際に支払う預かり金が地域ボランティアをすることで留学生に返還されるシステムである。さらに地域の側にも「誰もが参加できる留学生支援ネットワーク」というコンセプトを持って望んでおり、「負担のかからない」保証人ボランティアシステムを目指している。トラブルが生じた際には発生する費用の負担を T A E の会費で賄うため、経済的リスクを負わずに保証人となることができる。この T A E 独自のシステムは、トヨタ財団の継続的な支援や、リーバイ・ストラウス財団、東京青年会議所、コミュニティケア活動支援センターなどからの支援を受けている。

また現在、こうした助成金に頼らない独自財源の開発に取り組んでいる。それが、交流事業である T A E の国際シェアハウスである。T A E では、なかなか留学生に部屋を貸してくれる家主、不動産屋がない中、2 D K に空室が目立つことに目を付け、日本人と留学生のシェアハウスを斡旋することで日本人と留学生の交流を生み、物価の高い日本において留学生の経済的負担を軽くするアイデアを打ち出した。このシェアハウスのアイデアは日本人と留学生の「若者の国際的経験」、「家主の空室解消」そして、「N P O 自身の経済

¹⁰ 東京エイリアンアイズ H P <http://www.tae.or.jp>

的自立」といった多面的なメリットが存在する。

国際留学生協会（I F S A）¹¹

国際留学生協会も、在日外国人留学生への支援や日本社会との交流促進をその中心的目的として活動しているNPO法人である。この団体では留学生活の情報を主に留学生同士の口コミに頼らざるを得ない状況を問題とし、奨学金や宿舎の情報から始まり、各専門分野や就職の情報に至るまで様々な情報が掲載された全国紙『向学新聞』の発行を通して、留学生の生活をサポートしている。

さらに、日本人と接触する機会の少ない留学生のために親善パーティーや旅行といった日本人学生、および地域社会の人々が交流する場を設定している。また、『向学新聞』における企業研究特集や、企業研究フォーラムの開催など留学生が大学で得た知識を最大限に生かせる就職支援も行っているが、2006年にも東京と大阪ですでに3回の企業研究フォーラムを開き、就職情報のメール配信も行っている。また、多くの留学生が各国・地域別に組織している留学生会に所属していることから、こうした留学生会を結びつけるため、講演会、シンポジウム、代表者会議などを開いて留学生から日本社会への働きかけを後押ししている。

このようにNPO団体は留学生の生活上の悩み相談から部屋探し、アルバイト探し、さらには就職支援と留学生がまさに必要としている支援を提供している。生活の安定は日本での学生生活をより良いものにし、日本への親しみを持つ一助になるであろうし、留学生が卒業後の進路を考える際に日本に残る要因ともなりえる。これら2つの団体のアルバイト・就職斡旋事業のサービスは留学生にも多くの会員を持っており、有用な情報提供の場となっている。

¹¹ 国際留学生協会HP <http://www.ifsa.jp/>

第3章 外国人留学生を労働者として受け入れる意義

当然のことであるが、留学生政策を進め、留学生の雇用を促進することは日本の国費を要する政策である。現在、日本においてはフリーターやニートについての問題が山積している。そうした人々を差し置いて、国費を使って外国人の雇用を促進する意義について考える。今後、日本は少子高齢化社会が深刻に進んでいく。労働人口の中でも特に創造性豊かな年代の損失は優秀な留学生によって補うことができる。また、国際化を続ける今日の世界において、人材面で諸外国との太いパイプを確保することは、必要不可欠な視点である。

第 1 節 少子高齢化と労働力不足

2004 年 12 月に日本の人口はピークを記録し、2006 年から始まるとされた人口減少社会をいち早く迎えることとなった。出生率は今後も低水準で推移すると見られ、日本の人口は減り続けていく。それに伴い、2000 年から 2030 年の 30 年間に約 1000 万人の労働人口の減少が見込まれており、労働人口の中でも特に「創造性が高い」¹²とされる 20～49 歳の人口は 30 年間に約 1,000 万人減少すると予想されている。つまり、日本の労働市場はただ人口が減るだけでなく急速な高齢化が進んでいくということである。

図 3 労働人口の推移

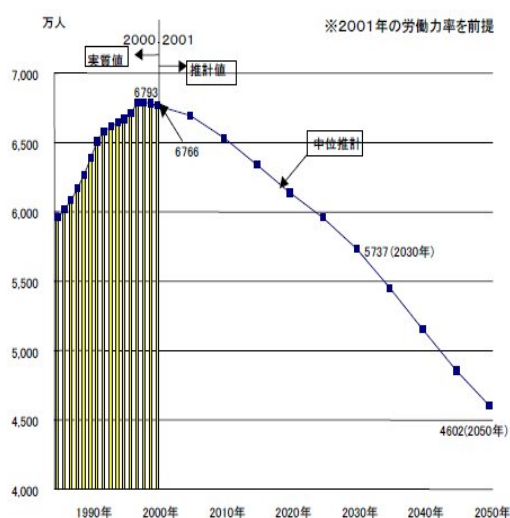
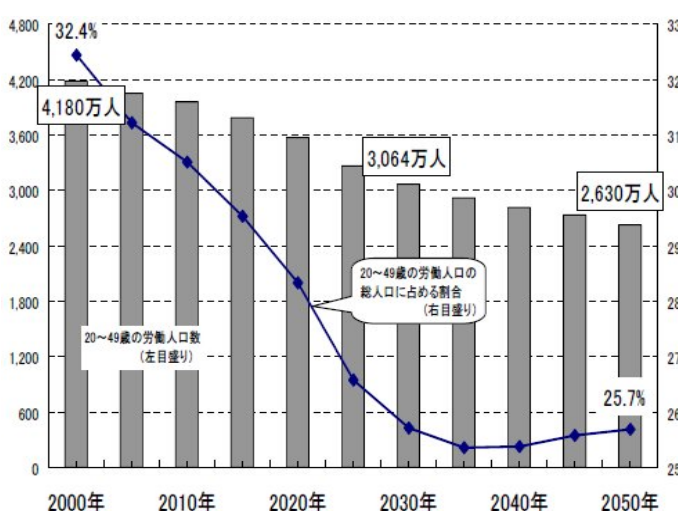


図 4 20～49 歳の労働人口の推移

(単位: 万人、%)



「日本の将来推計人口」国立社会保障・人口問題研究所 (左図: 2002 年、右図: 1997 年)

もちろん国内における人材育成、女性やニート・フリーターと言われる若者の活用を考えていかなければならない。しかし、日本では第一子の出産とともに離職する女性の割合が高く、出産後は多くの女性がパートタイマーとして労働に従事する。日本は家庭を持つ女性にとって働きやすい場所とは言いがたく、女性を労働力として確保したい場合には子育て支援などのさまざまな方策を講じる必要がある。また、ニート・フリーターについては 2005 年現在約 265 万人¹³いるとされ、彼らの高齢化もまた問題である。一般にニート・フリーターの多くは就業意識が低く、何らかの技能を身につけていないものが多いために、高度人材としての活用は難しい。

従って、安定した供給数を誇り、十分な教育を受けてきた留学生の存在は、能力、数の両面において適切な人材であると言えるだろう。また、常に一定数の若者が新たに労働市

¹² 経済産業省「少子化が経済に与える影響について」より

¹³ 厚生労働省調べ

場に加わることによって、高齢化の進む日本に刺激を与え停滞を防いでくれるのではないだろうか。

第2節 海外対応人材の不足

これからの人口減少時代を迎える前に、すでいくつかの方面では人材不足に対する留生活用に注目が集まっている。近年多くの企業が海外へ進出し、海外企業との提携などを行っており、その中で現地語を話せる人材・相手国との架け橋となるような人材を求める声がある。第2章で述べたように、留学生採用実績のある企業では「留学生の出身国とのつながり」や「留学生の出身国との関係改善」といった効果が得られたとしており、海外対応人材を求める企業には積極的に留学生の採用を進めていくべきである。留学生は日本に一定期間居住し、日本での生活を経て他の外国人よりも特に日本への理解と適応能力がある。われわれ日本人だけでは補いきれない能力を留学生に頼ることは自然な流れといえる。

第3節 労働市場の国際化

近年、欧米の留学生受け入れ先進国の間では経済力をつけたアジアからの留学生獲得競争が盛んである。¹⁴ このような国々では留学生を人的資源ととらえ、より優秀な学生を招くために内外に対して積極的なPRを行っている。また、アメリカ・イギリス・フランスなどでは、高度海外人材を活用するためのビザやその他の制度も充実しており、さらなる海外人材の呼び水となっている。

日本の場合、海外対応人材や外国人高度人材に対するニーズはあるものの、日本の企業は閉鎖的でありそのような人材の活用は進んでいない。前掲の表8のアンケートからも分かるように、日本の企業は海外とのビジネスを積極的に進めているにもかかわらず外国人に対して持っているイメージはステレオタイプである。実際に外国人との働きにくさを感じて、というよりは面倒を避けようとするがゆえにステレオタイプな見方を改めないまま外国人を遠ざけようとしているのではないだろうか

しかし、海外人材を効果的に利用している国々と今後も競争を続けていくのならば、日本でも海外人材の活用は前向きに検討すべき課題である。他の先進国が国籍にこだわらない採用を進めている以上、そのような国では多彩な人材がそろっていると考えられ、それは日本としてもぜひとも日本としても手に入れるべき財産である。

¹⁴ 外務省人物交流室「主要国・地域における留学生受け入れ政策」より

第4章 政策提言

私たちは将来の日本が優秀な人材をより多く確保し、今日の留学生政策を一層意義深いものにするために4つの提言を行う。まず、留学してくる際の日本語試験に一定基準を設け、留学生の質の低下を入り口から食い止めること。そして、日本での就職をめざす留学生に優先的に学費の免除を行う。そして、インターン制度を含む包括的な就職支援の充実や留学生を支えるNPO団体との提携を図り、在留資格変更手続きを簡素化する。これらの方策で留学生の就職活動における負担を減らすと同時に、企業にも留学生採用の意欲を促す。以上を私たちの政策提言とする。

第 1 節 日本留学資格の設定

(1 . 1) 海外における日本語教育の現状

2003年現在、海外の127の国と地域で日本語教育が行われているが、1979年から2003年の間に、機関数は10.7倍(1145 12,222)教師数は8.1倍(4,097 33,124)に増加している。また近年においても、1998年からの2003年までの5年間に、機関数は11.8%、教師数は20.0%増加している。このように、世界全体的な傾向として、海外の日本語教育機関は充実してきている。特に、留学生の9割を占めるアジア地域には、世界全体の機関数の5割、教師数の6割が集中しており、日本への留学を考えるアジアの学生には十分な日本語教育の機会が与えられていると言えるだろう。従って、日本への留学を希望する学生が母国において、日本語能力を高めることは十分可能であると考えられる。

(1 . 2) 政策提言

日本留学資格に関する政策提言としては、日本留学試験の科目「日本語」に基準点を設け、それに達していることを日本留学に必要な資格の一つとする。留学生は、自分の行き先の教育機関が設けている資格とともに日本語の能力についても一定の基準を満たさなければならない。そして、より広く受験の機会を与えるために、現行の年2回の試験を海外の日本大使館及び総領事館で行うこととする。

(1 . 3) 政策の効果

日本大使館等における日本留学試験の実施により、日本に来る前に日本留学の資格を得られるために、来日後すぐに大学等の教育機関に所属することができる。また、受験の機会が増えることで、より多くの人々に留学の機会を与えることができ、日本留学資格の条件を整備することで、海外にいる多くの人材のうち、より能力の高い人材を日本へ留学生として受け入れることが可能になる。それにより、日本へやってくる留学生が最低限の日本語能力を持つことになり、留学中も日本語の学習ではなく各々の専門分野に集中できるため全体的な能力が向上すると考えられる。不法就労に流れる留学生や学習意欲の乏しい留学生など、現状における問題を未然に防ぐことができるとともに、企業による日本語能力不足の懸念にも応えられる。

第2節 奨学金制度改革

(2.1) 国費留学生制度に関する提言

現在、日本は国費留学生に対して年間約 253 億円の奨学金支援を行っており、これは約 9,000 人を対象としている。国費留学生の選考方法には 4 種類あるために、容易に国費留学生となり、国から奨学金の支援を受けている留学生もいるのが事実である。そこで、日本経済の高度な知識や技術を要する分野における労働者不足を補ってくれる人材の獲得を主な目的として、留学生への奨学金制度を見直すべきだと考える。具体的には、国費留学生の定員を 4,000 人減らし、その支援額 100 億円を、日本で就職を希望する留学生への奨学金として新たに活用し直すことを提案する。

(2.2) 就職希望学生のための新たな奨学金に関する提言

大学卒業後に日本で就職することを希望する私費留学生を対象とした制度。

大学卒業後 5 年以上日本で働いた場合、奨学金の返済が全額免除される。ただし、これに違反した場合には奨学金全額返済の義務が生じる。

所属が国公立大学、私立大学にかかわらず、学費のみを全額支援することとし、支援対象者は 1 万人までとする。

免除資格は 1 年毎の更新制とし、申請した年度の学費のみが免除される制度とする。

この制度は、日本経済の高度な知識や技術を要する分野における労働者不足を、補ってくれる人材の獲得を目的としているので、大学を卒業後に日本で働く留学生を増やすために、日本で 5 年以上働いた者には奨学金返済の全額免除が与えられるようにする。しかしながら、卒業後に日本で就職しなかったり、日本で 5 年未満しか働かなかったりした場合には本来の目的にそぐわないと判断して、奨学金受領者には奨学金の全額返済を課すこととする。また、留学生の所属が国公立大学であるか、もしくは私立大学であるかにかかわらず、奨学金対象者には学費のみが全額支援される。生活費等に対する支援は行わない。奨学金の対象者は最大で 1 万人までとする。毎年約 3 万人の留学生が卒業し、その半数の約 1 万 5,000 人が就職を希望している。すでに毎年 5,000 人は就職を果たしているので、残る約 1 万人の就職活動を円滑にするためのものである。ひとり当たり年間の学費を 100 万円とすると、前述の国費留学生への奨学金から費用は捻出できる。

奨学金の受領を 1 年毎の更新制とすることで、日本での就職の希望という変化しやすい条件に基づく制度自体に、柔軟性を持たせることが可能となる。これにより、もし奨学金を申請していた留学生が日本での就職をやめなくなった場合でも、容易に意思の変更ができるようになるので、留学生にとっては受け入れやすい奨学金制度になると言えるだろう。

第3節 留学生への就職支援

就職支援について私たちは以下の3つの提言を行う。最初に、留学生のインターンシップ制度を活性化すること、次に留学生の就職活動を支援するNPO法人の活動を援助すること、最後に大学等教育機関における留学生の就職支援を充実させること、である。

(3.1) インターンシップ制度に関する政策提言

留学生のインターン制度を活性化させるために、私たちは大学等における長期休暇中に留学生が企業にインターンシップを行うことで、いくらかの単位を認定するシステムを提案する。

文部科学省の調べによると12万人を超える留学生のうちインターンシップを行っているのは2004年で801人である。年々増加傾向にあるといってもまだまだ留学生のインターンシップは浸透しきっていないのが現状である。単位認定制度もいくつかの大学では行われているものの、まだまだ未開拓の分野であるといえる。アメリカの大学では、インターンシップという科目名で、企業での実務をレポートとして提出し、単位が認定される仕組みが広く取り入れられている。しかし、日本では企業文化の相違などからあまり広がりを見せていない。しかし、留学生のインターンシップ活動は、学生側にとっても日本の仕事における文化など既存の知識をより深めるのに役立つと同時に、企業側にとっても日本人と分け隔てなく優秀な人材を発掘する契機となることから利点が多い。留学生が日本企業との関わりを持つ場が広がることは留学生の就職にとって大きな意味がある。また、長期休暇を利用することで、留学生自身のアルバイトや学業への負担は軽減できる。よって、企業に留学生の積極的な雇用を促す意味でも、企業への直接アプローチ以上に、システム面から無理なく企業が外国人留学生に目を向けることのできるインターンシップ制度を導入する。

(3.2) NPO法人の活動支援に関する政策提言

(3.2.1) NPO法人の現状

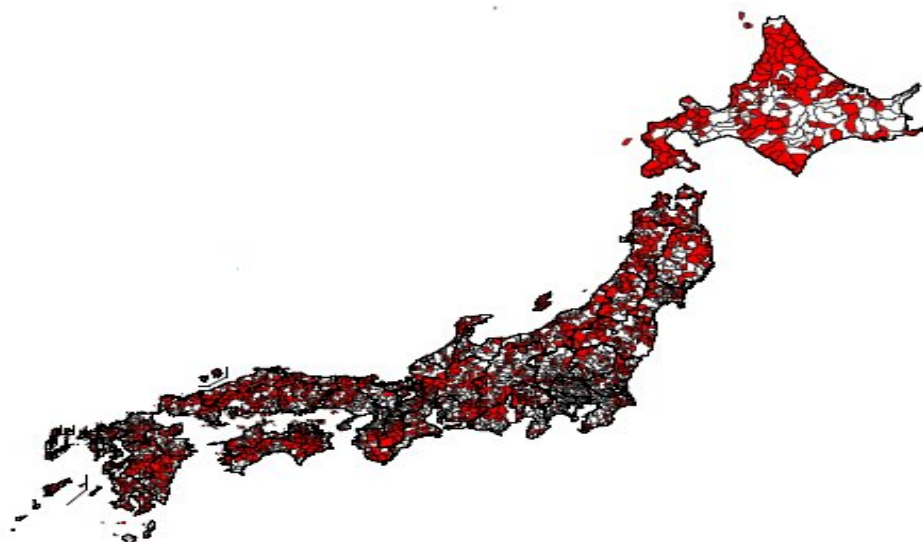
第2章でも述べたように、留学生の生活一般や就職を支援するNPO法人はいくつか存在するが、それらの中には助成金を主な資金源にしている団体も多く、深刻な資金難により留学生のサポートが思うように行えていない団体も多い。また、環境省が行った調査では、教育分野のみではないものの、関東でやや多いのを除けばあらゆるNPO法人は全国各地に存在しており、それは国民生活審議会の出した日本地図の分布でも分かる。当然のことながら留学生は首都圏のみでなく日本全国に分散しているので、地方のNPO団体も均一に支援を受け、留学生の支援に対し充実した活動を行える環境を作るべきである。

図 5 全国の市区町村における N P O 法人の事務所の有無 国民生活審議会 H P より

■ 事務所がない市区町村	1,704 件	52.5%
□ 事務所がある市区町村	1,542 件	47.5%
合計	3,246 件	100.0%

(注1)市区町村における N P O 法人事務所の有無については、平成 15 年 9 月末時点の都道府県知事認証 N P O 法人の主たる事務所による。

(注2)市区町村の区分については、平成 14 年 3 月末時点のものである。



(3 . 2 . 2) 政策提言

私たちがここで提案するのは年間 10 程度の団体を厳正な審査のもと全国から均一に選出し、それぞれの団体に財政を圧迫しない範囲の一定額 100 万円程度を補助金として与えることである。そうすることで、留学生をサポートする N P O 団体が全国的にむらなく存在する状況が生まれ、留学生は生活区域に身近な団体から支援を受けることができる。

(3 . 3) 教育機関における就職支援に関する提言

最後に、大学等教育機関における就職支援の充実である。総務省の調査では、日本人と同様の就職支援を行っている教育機関は全体の 38,3%に過ぎない。これは留学生の就職が日本において進まない最も大きな原因のひとつである。留学生の視点からは、就職情報の充実のみでなく相談窓口の充実や就職説明会の充実といった、就職活動に欠かせない基本的支援の拡大が求められている。教育機関側も、卒業後は母国で就職を希望する留学生が多いといった誤った前提に立って曖昧な支援に終わっている機関も多く、日本で就職を希望する留学生は十分な支援を受けられないでいる。事実、前出の表 4 から分かるように、日本において就職を希望する留学生は母国での就職を希望する留学生より多いのだ。このような曖昧な支援では留学生の就職は進まず、そもそも就職活動自体がフェアではないといえる。そこで各教育機関に対する、文部科学省、外務省ならびに各省庁による包括的な、留学生への就職支援充足についての勧告を提言する。

第4節 在留資格変更手続きの簡素化

(4.1) 在留資格に関する問題点

留学生の就職が進まない理由のひとつとして在留資格変更の手続きが複雑であることを問題意識として挙げる。留学生は留学ビザを取得して日本で学業に励むが、その後日本で就職を希望する際には就労ビザに切り替えなければならない。しかし、こうした在留資格の変更には非常に複雑な手続きを要し、この手続きが留学生の就職にあたって、大きな障壁となっている。

まず、ビザを就労ビザに変更する際には本人提出書類として「パスポート、外国人登録証明書、在留資格変更許可申請書、履歴書、卒業証明書または卒業見込み証明書、申請理由書」を、企業提出書類として「雇用契約書の写し、登記簿謄本、決算報告書、会社案内、外国人社員リスト、雇用理由書等」を必要とする。つまり、留学生は就職活動後に企業との雇用契約が成立してから就労ビザへの変更を行えるのだが、この複雑な手続きのために留学生は就職活動にも劣らない再度の苦難を乗り越えなければならないことになる。通常、入国管理局までは1.書類入手と準備、2.申請、3.受け取り(証印貼付)の少なくとも3回は足を運ぶことになり、大体は書類や記載内容の不備があるため4,5回行くことになる。その度に混雑した窓口で3時間程度待たされる。さらに審査期間を含め申請には2,3ヶ月の期間を要する。このように個人での手続きが複雑であるがゆえに就労資格変更の手続きを代行する法律事務所も多い。

しかし、それ以上に深刻な問題は留学生が在留資格を変更する際に企業側が多くの書類を提出しなければならないことである。実際、株式会社毎日コミュニケーションズが行ったアンケート調査では留学生の採用に消極的な理由としてビザなどの手続きを挙げている企業も多い。(表8参照。)

先に述べたような企業提出書類の多くは入国管理局が主観により評価する材料である。在留資格を変更する際には外国人本人の学歴や職歴のみでなく、雇用する企業の職種・雇用理由・職務内容を鑑み、当該外国人がその企業内において当該業務を行うに相応しいことを、「入国管理局より」認められなければならないのである。入管職員が企業に優劣をつけて申請許可を主観的に与えるのには疑問を抱かざるを得ない。事実、一般消費者にもよく名の通った大企業は、入管職員をはじめ誰でもその業務内容や安定性を知っているため入管手続も比較的容易に済むが、高い技術力を持ち業界では知られた存在であるような企業であっても、テレビCMを流していないような一般消費者に馴染みの薄い中小企業は、それに比べて申請の許可率は格段に下がる。全企業の9割9分以上を中小企業が占める今日の日本において、企業規模が申請を左右する状況は望ましいといえない。

さらに、「人文国際」や「技術」など就労ビザには多くの種類があり、それと関連して申請する外国人の経歴や、必要とされる会社の業務内容も異なってくる。例えば、理系学部に留学した学生が人文の業務で働いたり、文系の学部に留学した学生が技術の業務で働いたりすることはできない。つまり、申請において留学生在が学業において得た専門知識と今後携わることになる業務内容との繋がりが厳しくチェックされる。このように厳しい審査の中、留学生と受入企業の双方に問題が見られない場合にも、申請の都合で不許可になることがある。もし不許可になった場合、帰国して再度就職活動を行うなど、個人的な経済的損失は数百万円にも昇り、会社が就労により得られる利益の逸失を合わせると一千万円を超えることもある。こうした要因が留学生の就職を進める上で大きなブレーキとなっている。

表 9 在留資格一覧表

在留資格	本邦において行うことができる活動	在留期間
投資・経営	本邦において貿易その他の事業の経営を開始し若しくは本邦におけるこれらの事業に投資してその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事し又は本邦においてこれらの事業の経営を開始した外国人(外国法人を含む。以下この項において同じ。)若しくは本邦におけるこれらの事業に投資している外国人に代わつてその経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動(この表の法律・会計業務の項の下欄に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営若しくは管理に従事する活動を除く。)	3年 又は 1年
法律・会計業務	外国法事務弁護士, 外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	3年 又は 1年
医療	医師, 歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	3年 又は 1年
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動(1の表の教授の項の下欄に掲げる活動を除く。)	3年 又は 1年
教育	本邦の小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校, 養護学校, 専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	3年 又は 1年

技術	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学, 工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動(1の表の教授の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項, 医療の項から教育の項まで, 企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)	3年 又は 1年
人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う法律学, 経済学, 社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動(1の表の教授の項, 芸術の項及び報道の項の下欄に掲げる活動並びにこの表の投資・経営の項から教育の項まで, 企業内転勤の項及び興行の項の下欄に掲げる活動を除く。)	3年 又は 1年
企業内転勤	本邦に本店, 支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動	3年 又は 1年
興行	演劇, 演芸, 演奏, スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(この表の投資・経営の項の下欄に掲げる活動を除く。)	1年, 6月, 3月 又は 15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	3年 又は 1年

入国管理局HPより

(4.2) 政策提言

そこで、私たちが提言するのは「就労ビザ申請における企業への調査を簡素化すること」である。企業の提出書類において主観性においてのみ判断される書類の提出義務を撤廃する。具体的には、雇用契約書の写し、登記簿謄本、決算報告書といった留学生の採用を証明する書類と、会社の概要を示す客観的データである。また、前述の奨学金が5年以上日本で働くことを定めていることから、留学生が就職した際に変更したビザについてのみ、在留機関を5年とする。

(4.3) 政策の効果

このように客観的な事実にもとづく審査によって、日本の経済を支える中小企業が申請

をクリアする可能性が増大し、留学生を受け入れる企業が増える。また、経済的損失の恐れや申請における負担の大きさなどから留学生採用に消極的だった企業に積極性を促すことができる。さらに、これまで2,3ヶ月かかっていた審査のスピードアップにつながり、留学生、企業双方にとってより簡易的なビザ申請を行える環境を作ることができる。私たちは提言による具体的効果として以上のことを期待する。そして最後に、留学生が日本で就職するにあたって日本人とよりフェアな土台で就職活動に望めるという、なにより基本的な要素を保証するきっかけの1つを作り出すことが重要な目標である。

おわりに

本論文は、現在日本にいる12万人もの外国人留学生が、どのようにすれば大学・大学院等の高等教育機関卒業後に日本で就職して、日本経済の一端を担う人材となってくれるかについて考え、論じてきた。今回、政策提言を打ち出した背景には、労働環境を含めた日本社会の国際化への立ち遅れや、近年ますます深刻化している少子化問題による労働者不足などがある。私たちは、これらの諸問題の解決には必ず、優秀な留学生の力が役に立つだろうと考え、政策提言においても優秀な留学生が日本で就職するために有効な制度改革を挙げてきた。この政策提言に対して、外国人の就職について考えるよりも、もっと日本人の就職について考えるほうが先だと言う方もいるだろう。確かに、現在の日本においてニートや失業者の問題があるのは事実である。しかし、今の日本経済を考えたとき、この高度化した国際社会で日本が生き残っていくのに本当に必要な人材というのは、外国人であろうと日本人であろうと、高い教養を身につけた人材であることに間違いはない。国籍の枠にとらわれ過ぎて、留学生という優秀な人材を取りこぼしてしまうことは日本社会にとって、将来大きな痛手となるであろう。国際社会における日本の将来を考えるならば、留学生に目を向け、彼らを受けていくことが必要不可欠である。

少子化による人材不足という問題は、日本だけにおける問題ではない。韓国やシンガポールといった国々でも、この問題は深刻化してきている。しかし、これらの国々はすでに何らかの対策を採り始めているのである。国際社会における人材の獲得競争は、もはや始まっているという風に言えるだろう。日本人がその世界的な流れに気付き動き出さなければならぬタイムリミットは、私達の知らない間に差し迫ってきているのである。

最後に、私達の国日本と国際社会の更なる発展、そして、もっと身近なところで私達のまわりにいる留学生達の将来への選択肢が広がることを願い、この論文の終わりとする。

《先行論文》

日本労働研究機構『外国人留学生受け入れの実態と課題～支援機関・留学生・企業ヒアリング調査結果報告～』1998年

黒田千晴(2005)「中国の戦略的留学生受け入れ政策」『国際文化学会』第13号13-36頁

《参考文献》

井口泰『外国人労働者新時代』筑摩書房、2001年

田中宏『在日外国人』岩波新書、1995年

外務省人物交流室「主要国・地域における留学生受け入れ製政策」平成16年8月

三菱総合研究所「留学生の日本における就職状況に関する調査報告書」平成16年3月

経済産業省「通商白書 2006」

《データ出典》

総務省「留学生受け入れ推進施策に関する政策評価」平成16年10月

文部科学省文部科学省高等教育局学生支援課

「我が国の留学生制度の概要 受入れ及び派遣」平成18年

入管協会「国際人流」第220号

経済産業省「少子化が経済等に与える影響について」平成16年1月

株式会社毎日コミュニケーションズ

「2007年卒者採用予定及び採用活動に関する企業アンケート結果」

日本学生支援機構「平成17年度私費留学生生活調査」